

平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部
を改正する省令案について
（平成27年11月11日 諮問第30号）

[特定実験試験局により使用可能な周波数を拡大するための制度整備]

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（渡邊課長補佐、太田係長）

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

（星野周波数調整官、深松係長）

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 7 5

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について

－ 特定実験試験局により使用可能な周波数を拡大するための制度整備 －

1 改正の理由

総務省では、国内の研究開発の一層の推進を図るため、短期間で実験試験局の開設を可能とする特定実験試験局制度を導入している。本制度においては、既存の無線局が存在していない周波数を特定実験試験局に使用することなどにより、混信検討等を簡略化した審査が可能となり、申請から免許までに要する期間が大幅に短縮される。

他方、特定の地域において、既設の無線局が存在する周波数であっても迅速に実験試験局を開設して無線システムの実証試験等を実施したいというニーズが発生しており、当該周波数を使用する実証試験等に迅速に着手可能とするためには、特定実験試験局制度の適用により短期間で実験試験局を開設できる仕組みが必要である。

そのため、既設の無線局が存在する周波数を使用する場合の特定実験試験局の開設要件その他関係規定の整備を行う。

2 改正の概要

- ①無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案
特定実験試験局を開設する条件の変更（第6条第2項）
- ②無線局運用規則の一部を改正する省令案
特定実験試験局を運用する条件の変更（第263条）

（参考）

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
上記①に伴う変更（別表第2号第2）

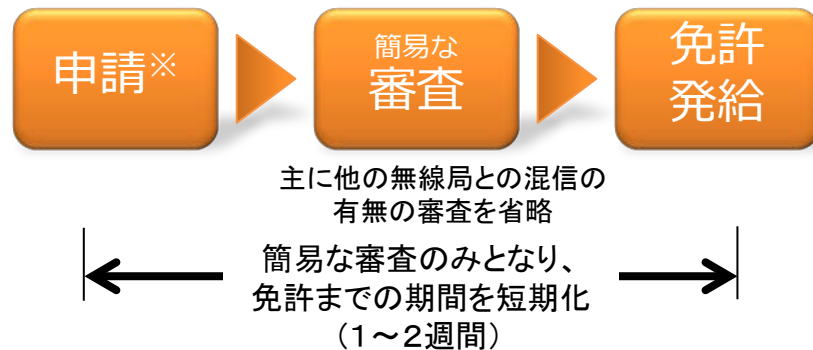
3 施行期日

公布の日から施行する。

特定実験試験局制度の概要

- 特定実験試験局制度は、短期間で実験試験局の開設を可能とすることで国内の研究開発の一層の推進を図るために導入
- 特定実験試験局制度では、既存の無線局が存在していない周波数を特定実験試験局が使用することなどで、混信検討等を簡略化した簡易な審査によって申請※から免許までに要する期間が大幅に短縮
※申請には一定の開設要件を満たすことが必要

● 特定実験試験局の免許手続の流れ

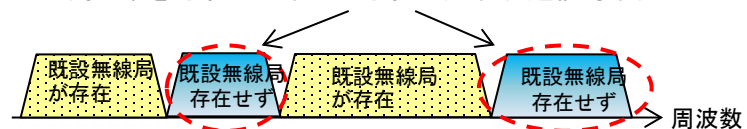


◎特定実験試験局の開設に必要な要件※

- ・周波数*や空中線電力、地域、期間は、告示されている範囲内であること
- ・登録検査等事業者による点検が実施されていること
- ・既設の特定実験試験局との間で運用の調整が図られていること

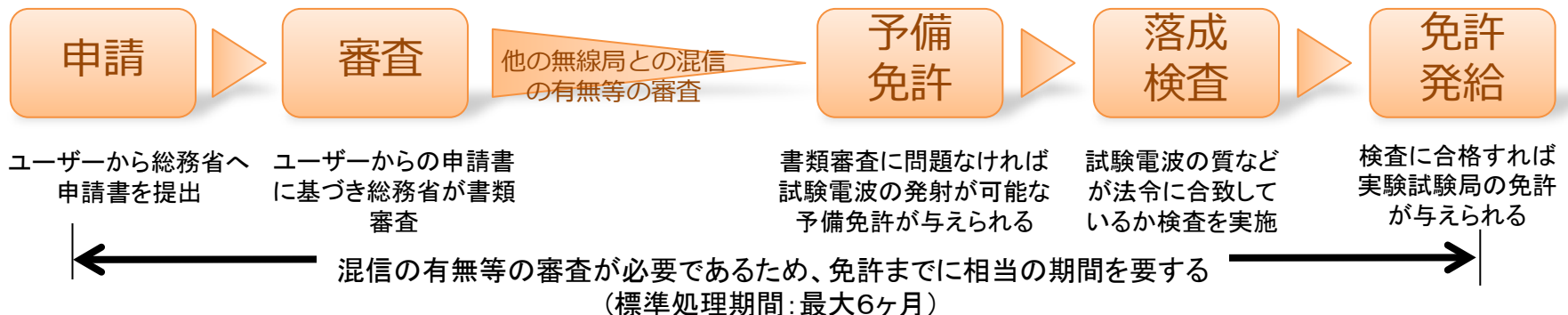
※無線局の開設の根本的基準、無線局免許手続規則等で規定

* 特定実験試験局が使用する周波数は、既設無線局が存在していない周波数を対象として告示（対象地域：総合通信局単位）



参考

● 一般的な実験試験局の免許手続の流れ

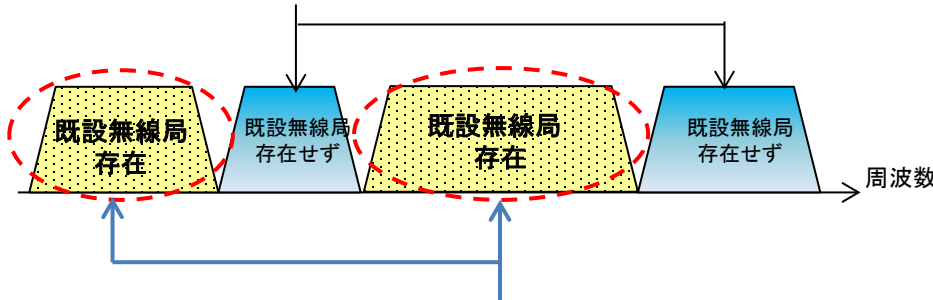


特定実験試験局制度の一部改正

- 昨今、特定の地域において、既設の無線局が存在する周波数であっても迅速に実験試験局を開設して無線システムの実証試験等を実施したいというニーズが発生
- 迅速な実証試験等への着手を可能とするために、特定実験試験局制度の適用により短期間で実験試験局を開設できる仕組みが必要
- このため、既設の無線局が存在する周波数においても特定実験試験局を開設できる要件として、既設の無線局との運用調整や混信発生を防止するための措置がとられていることを追加することとし、関係する規定を整備

◆改正イメージ

これまで特定実験試験局が使用する周波数として告示対象と
していた周波数(対象地域:総合通信局単位)



開設要件を追加することにより、既設の無線局が存在する周波数であっても、特定実験試験局が使用できる周波数として拡大

改正概要

- 特定実験試験局を開設する際、運用に関する調整が図られている無線局を当該周波数を使用する既設の無線局に拡大(無線局開設の根本的基準第六条第2項)
- 特定実験試験局を開設する際、既設の無線局の運用を阻害するような混信を防止する措置がとられている場合を開設の要件として追加(無線局開設の根本的基準第六条第2項)
- 特定実験試験局の運用において、混信防止のための措置を行う無線局を当該周波数を使用する全ての無線局に拡大(無線局運用規則第二百六十三条)

平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案について
(平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日 諮問第 3 1 号)

[ワイヤレス電力伝送システムの制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(大石電波環境推進官、芦澤技術管理係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 9 0 5

電波法施行規則の一部を改正する省令案について —ワイヤレス電力伝送システムの制度整備—

1 諮問の概要

近年、家電製品や電気自動車等において、無線技術により迅速かつ容易に充電することを可能としたワイヤレス電力伝送システム（別紙 1）の導入が要望されている。

本システムは、電波法上の高周波利用設備（別紙 2）に区分されるが、様々な機器に搭載されることにより、極めて多数の設備が市場に出ることが予想されることから、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書（平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日）において、他の無線機器との共用及び人体への安全性を確保した上で、簡易な手続の導入が提言された。

このため、本システムから漏えいする電波に関する技術的な条件について、平成 2 5 年 6 月から情報通信審議会において審議が行われ、「国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「6 MHz 帯の周波数を用いた磁界結合型ワイヤレス電力伝送システム及び 4 0 0 kHz 帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」について平成 2 7 年 1 月 2 1 日に、「電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」について平成 2 7 年 7 月 1 7 日に、それぞれ情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受け、ワイヤレス電力伝送システムについて、「一般用非接触電力伝送装置」及び「電気自動車用非接触電力伝送装置」として、高周波利用設備の型式の指定に関する事項を定める電波法施行規則及び関連告示に定める条件を満足する場合に、個別の許可を不要とするものである。

具体的には、高周波利用設備の型式の指定に関する事項を定める電波法施行規則の改正及び関連告示の改正・制定のうち、電波法第 9 9 条の 1 1 第 1 号に規定する必要的諮問事項に該当する電波法施行規則の一部改正案について、電波監理審議会に諮問するものである。

2 改正の概要

高周波利用設備のうち各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であって、5 0 ワットを

超える高周波出力を使用するもの) については、電波法第 100 条第一項第二号の規定において、総務大臣の許可を受ける必要がある旨規定しており、一方、本条を受けて、電波法施行規則第 45 条では、総務大臣が型式について指定した設備については、この適用を除外することを規定している。

今般、ワイヤレス電力伝送システムに必要な技術基準が定められたことから、「一般用非接触電力伝送装置」及び「電気自動車用非接触電力伝送装置」に対して、型式の指定を受けるための条件及び測定方法を定める。

3 施行時期

答申受領後、速やかに公布・施行する。

ワイヤレス電力伝送システムの概要

1. ワイヤレス電力伝送システムの仕組み

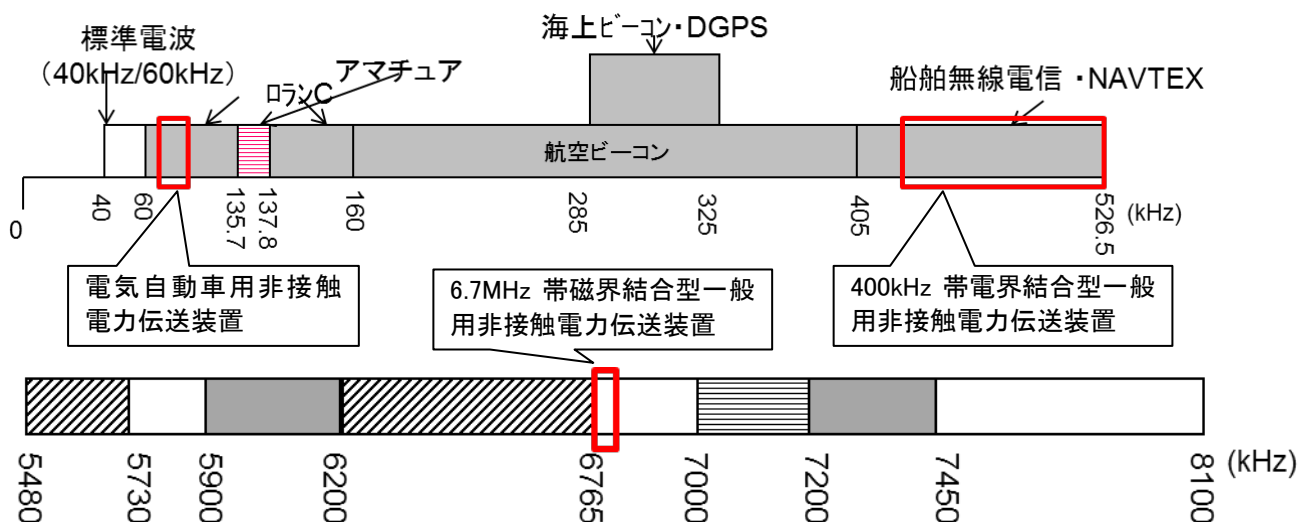
(磁界結合方式)

送電側のコイルに電流を流すことで生じる磁束により受電側のコイルに生じる電力や送電側コイルと受電側コイルを共振させることによって生じた電力により充電する。

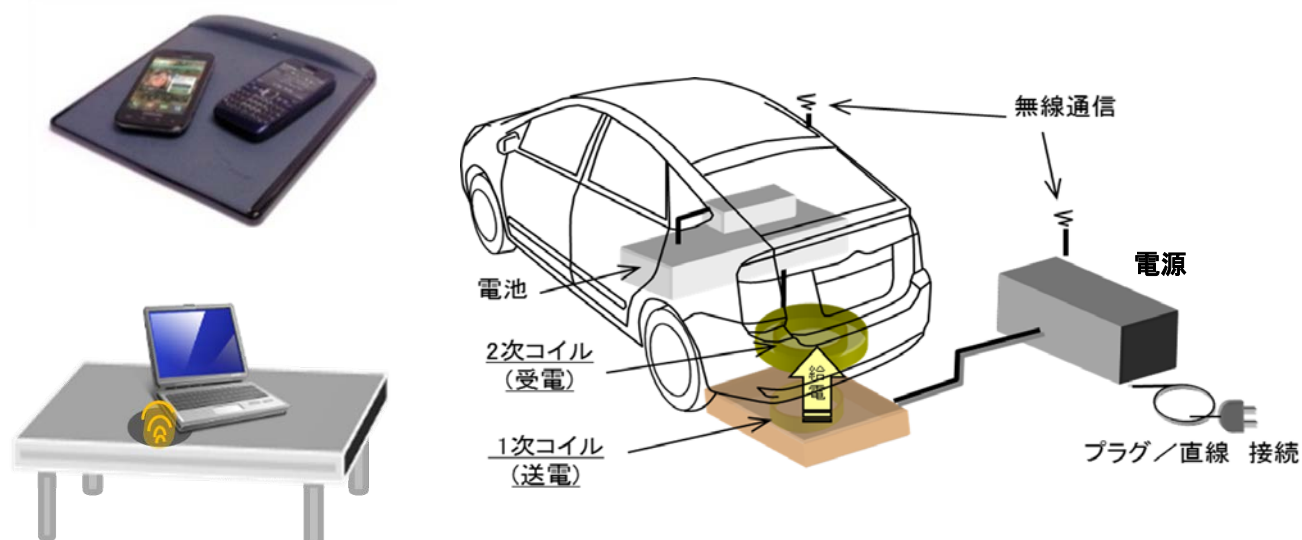
(電界結合方式)

送電側と受電側の電極が接近したときに発生する電界を利用して電流を伝送し充電する。

2. ワイヤレス電力伝送システムの周波数帯



ワイヤレス電力伝送システムのイメージ



高周波利用設備

1. 電波法における高周波利用設備の規律

高周波利用設備は、本来電波を空間に発射することを目的とするものではないが、高周波電流を使用するため、ともすると漏えいする電波が空間に輻射され、その漏えい電波が混信又は雑音として無線通信を妨害するおそれがある。このため、電波法において、無線通信に妨害を与えるおそれのある高周波利用設備について、許可を必要としている。

(高周波利用設備)

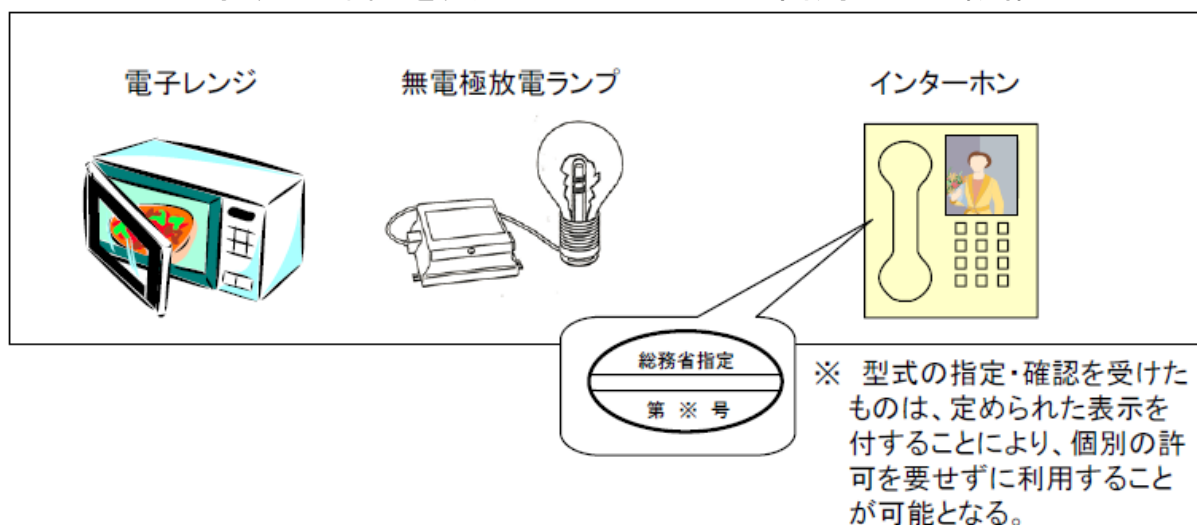
第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）
- 二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

2. 許可を要しない高周波利用設備

- ・ 高周波出力が 50 ワット以下の医療用設備、工業用加熱設備等
- ・ 型式の指定・確認を受けた高周波利用設備

型式の指定・確認を受けることができる高周波利用設備の例



非接触電力伝送装置(一般用・電気自動車用)に関する制度導入について

非接触電力伝送がもたらす未来の社会

いつでもどこでも充電！



駅や公園

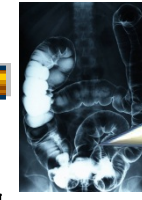


飲食店等

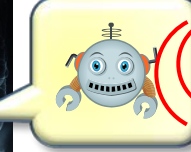
給電困難な機器へ給電！



配管内



体内



給電装置

搭載電池の小型化！



進化

受電機器

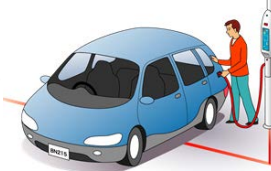


電磁誘導
など

現状

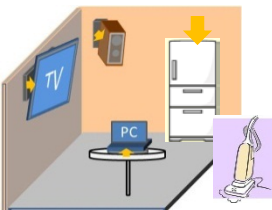
非接触電力伝送技術の進化により
社会生活のイノベーションを実現

安全・信頼性向上！



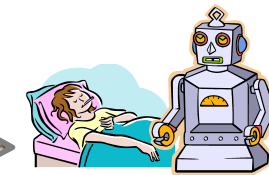
機器破損、感電、
コネクタの腐食防止等

家電への応用！



給電装置

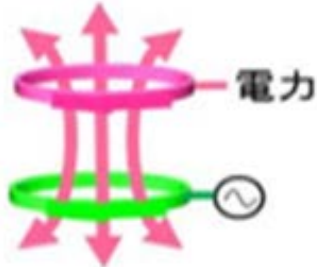
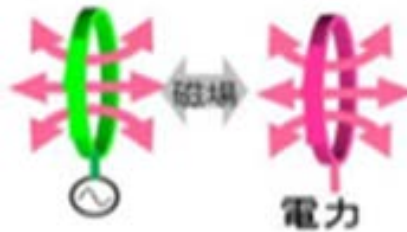
動きながら充電！



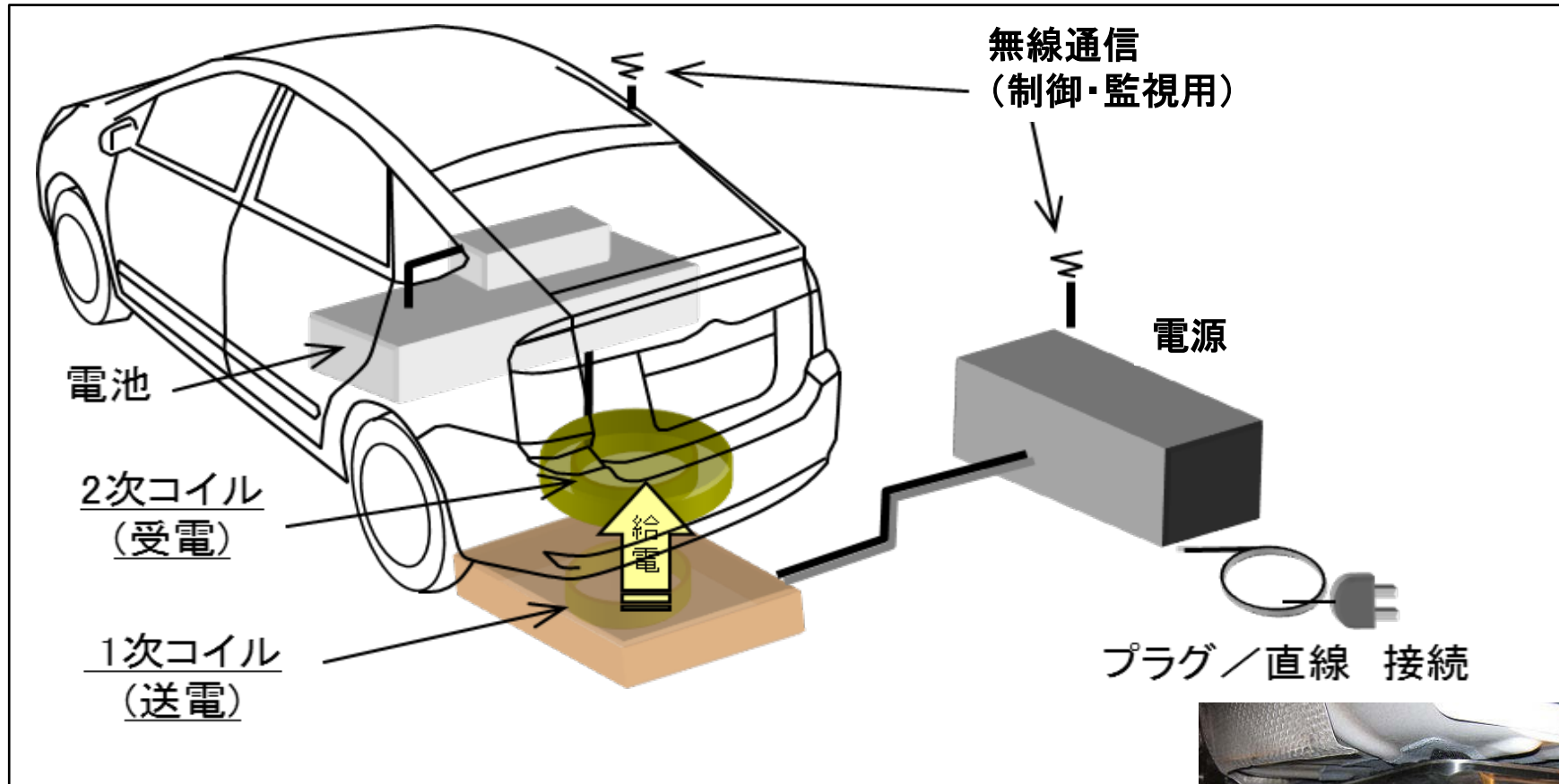
走行中給電

介護や工場等のロボット

主な非接触電力伝送の方式

方式	磁界結合方式		電界結合方式	電波受信方式
	電磁誘導方式	磁界共振結合方式		
特徴	 送電側のコイルに電流を流すことで磁束が生じ、その磁束により受電側のコイルにも電流が流れることで電力を伝送	 送電側と受電側にコイルを設置し、磁界によるコイルの結合を利用して、電力を伝送	 送電側と受電側の、電極が接近したときに発生する電界を利用して電流を伝送	 受信側で受信した電波を整流回路で電流に変換することにより電力を伝送
	①数kW程度の電力を流せる ②位置ずれに弱い ③電動歯ブラシ等で商用化	①数kW程度の電力を流せる ②位置ずれに強い ③電磁誘導方式よりも距離を長くとることが可能	①100W程度以下の電力で運用可能 ②ほぼ密着した状態で使用 ③iPad2のワイヤレス充電等で商用化	将来的な実用化を視野にいれ、研究が行われている段階

電気自動車用非接触電力伝送装置の概要

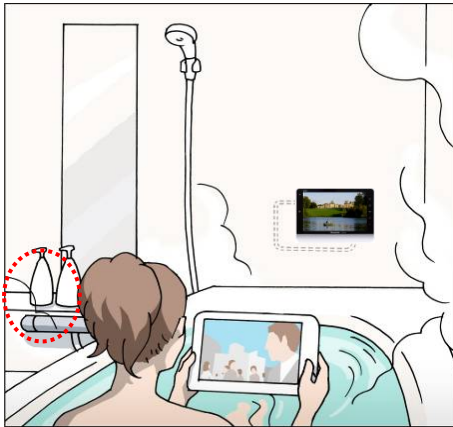


地上側に設置される送電側装置(1次コイル)と
車両側に装備される受電側装置(2次コイル)で
構成



一般用非接触電力伝送装置の概要

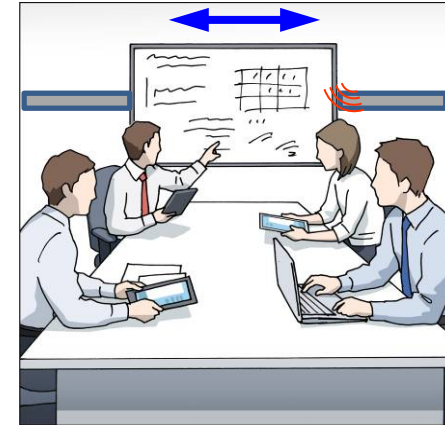
小型家電機器や情報通信機器（ノートPC、タブレット、スマートフォン）等への非接触給電を想定



浴室・洗面(理美容器具等)



住宅設備類



会議室(ディスプレイ等)

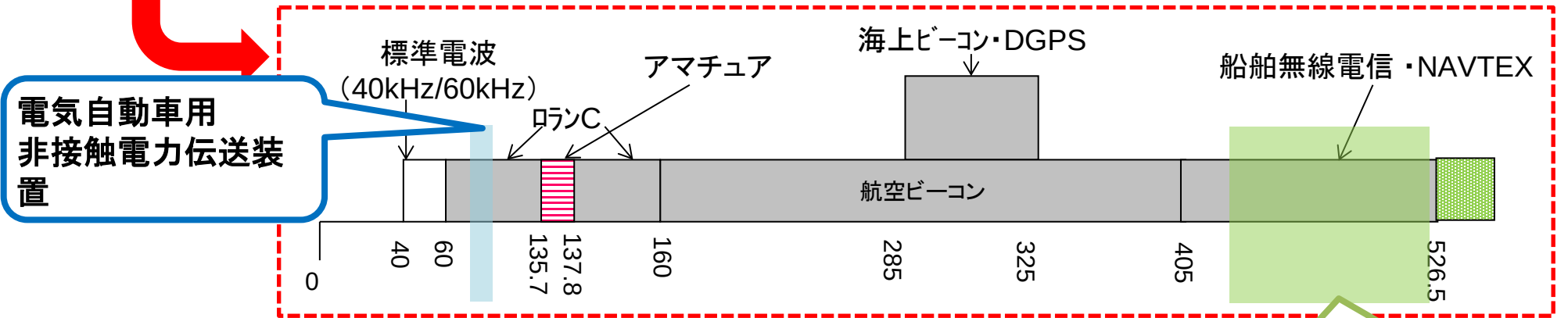
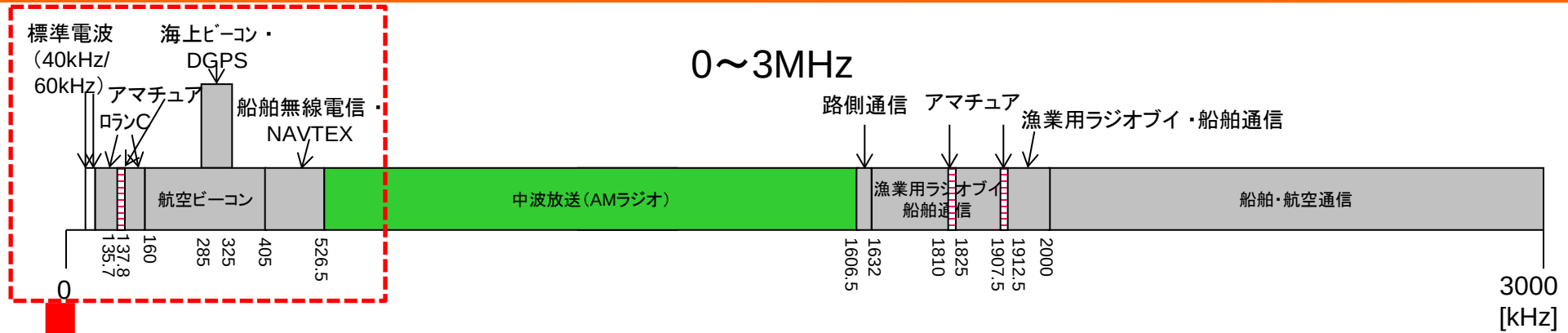


送電パッド



車内コンソール

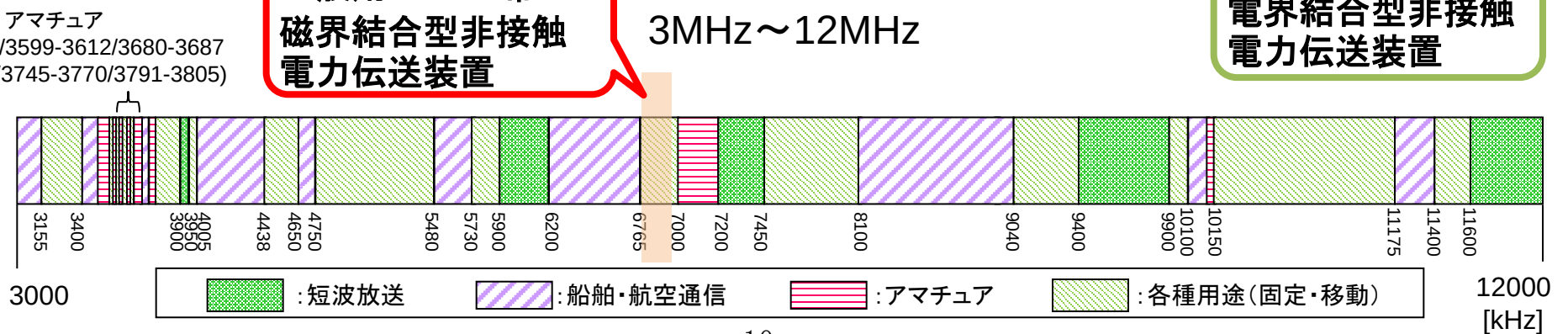
非接触電力伝送装置の使用周波数と既存の電波利用



一般用400kHz帯
電界結合型非接触
電力伝送装置

一般用6.7MHz帯
磁界結合型非接触
電力伝送装置

アマチュア
(3500-3575/3599-3612/3680-3687
/3702-3716/3745-3770/3791-3805)



高周波利用設備の制度枠組みと非接触電力伝送装置の位置付け

高周波利用設備のうち、許可が必要な設備

通信設備

(電波法第100条第1項第1号)

通信設備以外の設備

(電波法第100条第1項第2号)

電波法施行規則第45条

医療用設備
(50Wを超えるもの)

工業用加熱設備
(50Wを超えるもの)

各種設備
(50Wを超えるもの)

型式を指定又は確認するもの

電力線搬送通信設備 等
(型式指定)
(電波法施行規則第46条の2)
(例) PLC通信設備

電子レンジ、
電磁誘導加熱式(IH)調理器
(型式確認)
(電波法施行規則第46条の7)

非接触電力伝送装置
(型式指定)
・一般用(磁界結合型・電界結合型)
(100W以下)
・電気自動車用(7.7kW以下)

総務省基準適合

型式確認第 ※ 1 号

※ 2

高周波利用設備のうち 許可が不要な設備

通信設備

電力線搬送通信設備
(受信のみ)

誘導式通信設備

通信設備以外の設備

医療用設備
(50W以下)

工業用加熱設備
(50W以下)

各種設備
(50W以下)

新たに制度整備

現在実用化されている機器

・電動歯ブラシ、髭剃り、スマートフォンなど

平成 27 年 11 月 11 日

日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する
出捐の認可について
(平成 27 年 11 月 11 日 諮問第 32 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、林田係長)

電話：03－5253－5778

日本放送協会の公益財団法人放送番組センターに対する 出捐の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（会長 靱井 勝人。以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第14項の規定に基づき、同条第2項第9号に定める業務として、公益財団法人放送番組センター（以下「センター」という。）に対する出捐の認可申請があった。その概要は以下のとおりである。

（１）出捐の対象

公益財団法人放送番組センター

（昭和43年3月設立 会長 村上 光一（フジテレビジョン顧問））

（２）対象とする事業

（放送番組ライブラリー事業）

- ① 放送番組の保存と公開
- ② 放送文化に対する理解の促進
- ③ その他、この法人の目的達成に必要な事業

（３）出捐金額

5,659万5千円

（４）出捐の時期

平成27年度中

2 申請の理由

センターは、昭和43年の設立以来、日本放送協会（以下「協会」という。）と協会以外の地上系のテレビジョン放送を行う基幹放送事業者（放送大学学園を除く。以下「地上民間テレビジョン放送事業者」という。）の出捐により、地上民間テレビジョン放送事業者に対し、良質な番組ソフトを調達・供給する「一般事業（番組調達・供給事業等）」を行うとともに、平成元年の放送法改正を受けて、平成3年度以降は、協会等から拠出された約92億円の基金の運用益により、放送法の規定に基づき放送番組を収集・保管して公衆に視聴させる「放送番組ライブラリー事業」

を行ってきた。

しかし、一般事業については、事業環境の変化に伴い、平成１８年度から段階的に縮小し、平成２０年度末に廃止したところである。また、放送番組ライブラリー事業については、低金利のため、基金の運用益のみを財源として事業を運営することが極めて困難となっているところである。

このため、協会は、センターの要請に応じ、平成１７年度以降は地上民間テレビジョン放送事業者と歩調を合わせて放送番組ライブラリー事業に対して出捐を行っている。平成２７年度についても、協会は、センターの社会的意義を考慮し、センターに対して出捐を行う意向である。

3 審査結果

本件に係る審査結果は以下のとおりであり、本件は放送法第２０条第２項第９号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」に該当すると認められることから、同条第１４項に基づき、申請のとおり認可することとしたい。

センターは、昭和６０年度より、放送番組を文化財として保存する事業を開始し、平成３年度には放送法第１６７条第１項に基づく郵政大臣の指定を受け、同法第１６８条の規定に基づき放送番組を収集・保管し、公衆に無料で視聴させる放送番組ライブラリー事業を開始したところである。

センターは、当初は協会、地上民間テレビジョン放送事業者及び横浜市の出捐により創設された基金の運用益を財源として放送番組ライブラリー事業を運営してきたが、低金利が長期化する状況の下で十分な運用益を確保できず、平成１７年度以降、毎年度、協会及び地上民間テレビジョン放送事業者等から出捐を受けているところであり、本年度については、協会に対し、放送番組ライブラリー事業の運営費として５，６５９万５千円の出捐を要請したところである。

放送番組ライブラリー事業は、放送番組を文化資産として、組織的・継続的に収集・保管し、広く公衆に視聴させるものであり、放送番組の二次利用を通じて国民の放送番組に対する批評の目が養われ、放送番組の質的向上が図られる等の効果が期待されるものであるから、放送の健全な発達に資するものである。

出捐額については、平成２６年度の７，２７６万５千円から２２％減額となっているが、これは、センターが、平成２４年４月に財団法人から公益財団法人に移行したことに伴い、事業と財政の在り方について検討を行い、同年１１月に策定した「向こう５年間の事業方針」に基づくものである。

よって、センターに対する協会の出捐は、放送番組ライブラリー事業の安定的な実施に資するものであり、放送及びその受信の進歩発達に資するものであると認められる。

※ 出捐金額については、あらかじめ協会の平成２７年度収支予算に計上されていたものである。

公益財団法人 放送番組センターの概要

1. 設立年月日

昭和43年3月30日

2. 所在地

横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター内

3. 代表者

村上 光一

4. 目的

全国の民間放送、日本放送協会及び放送大学学園が放送した番組を保存して一般に公開すること並びに放送文化に対する理解を促進する展示、セミナー等の事業を行うことにより、我が国の放送の健全な発達及び文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

5. 事業

(放送番組ライブラリー事業)

- ① 放送番組の保存と公開
- ② 放送文化に対する理解の促進
- ③ その他、この法人の目的達成に必要な事業

※ 放送法（昭和25年法律第132号）第168条に基づいて、放送番組を収集・保存し、一般に無料で公開（館内における視聴に限る。）を実施。

※ 平成27年8月末時点における保存番組数は、以下のとおりである。

テレビ番組 21,353本、ラジオ番組 4,517本、CM（テレビ・ラジオ） 10,175本
計 36,045本

6. 基本財産

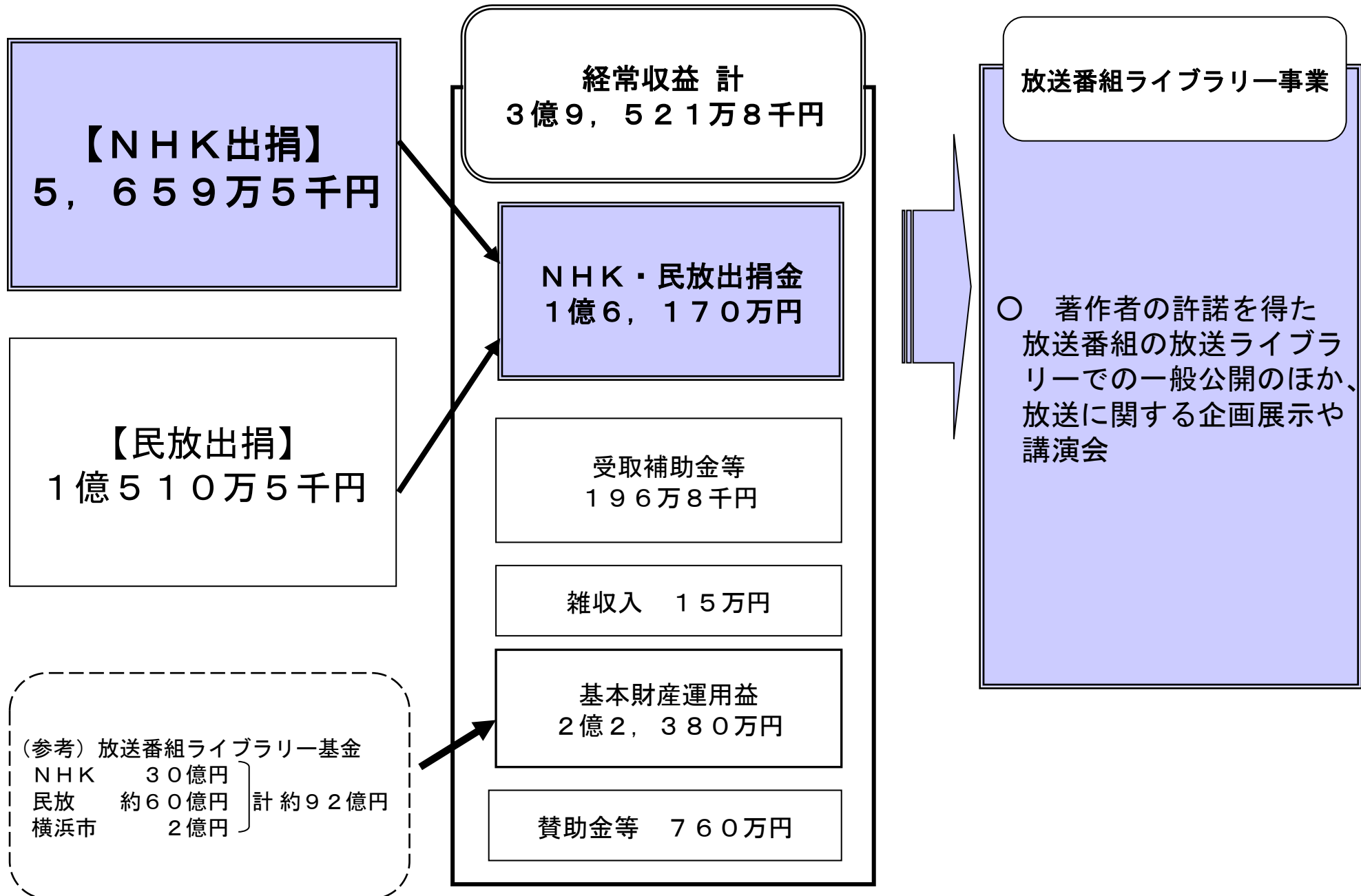
(平成27年3月末現在)

基本財産	10,725,024,700円
設立時基本財産	5,000,000円

7. 設立経緯

昭和43年 NHKと民間放送事業者が共同して設立。
平成3年2月 (財)放送番組センターを放送法第53条第1項（当時）に規定する指定放送番組センターに指定。
平成24年4月1日 内閣府の認定を受けて財団法人から公益財団法人に移行。

(公財)放送番組センターの平成27年度経常収益(予算)



関係条文

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第二十条 （略）

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八 （略）

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～13 （略）

14 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

15 （略）

（指定）

第百六十七条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2～5 （略）

（業務）

第百六十八条 センターは、次の業務を行うものとする。

一 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。

二 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

三 放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止

の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

- 2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)(抜粋)

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十条第十四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

○ 諮問を要しない軽微な事項について(昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号)(抜粋)

電波法第99条の11第2項及び放送法第177条第2項に規定する「審議会が軽微なものと認めるもの」は、次のとおりとする。(略)

記

1～9 (略)

10 放送法第20条第2項第9号に係る同条第14項の規定による出捐及び寄付の認可並びに同法第22条の規定による出資の認可のうち、次に掲げるもの

(1) 年度別計画が策定され継続して行なわれる出捐、寄付又は出資で、第2回目以降のもの(出捐、寄付又は出資対象別の出捐、寄付又は出資の総額に影響しない場合に限る。)

(2) 日本放送協会から公益財団法人放送番組センターに対する出捐で、年度計画が前年度計画と同一のもの

11～17 (略)